

2022 年度事業計画

2022 年度は、認定制度及び維持点検の運営、セミナー及び懇談会などの実施、機密文書処理市場の動向把握の 3 つの領域で事業を実施します。

1 認定制度の運営

検査申請があった正会員の適合証明検査を実施します。検査結果を踏まえて、適合証明検査基準（以下、「基準書」という。）の内容について第三者検査機関と協議し、必要に応じて基準書の改訂を行います。また認定正会員に対しては、維持点検を行います。

2 自己点検

認定制度の導入により、正会員による自己点検の実施は任意となりましたが、認定未取得正会員の年一回の内部監査としてその実施は推奨されます。自己点検実施の報告があった正会員は、2023 年 4 月にホームページで公表します。

3 オンライン特別セミナー

SDGs は、今日の社会的潮流の一つとして認識されており、企業が事業を行うにあたって避けて通ることができない概念です。SDGs の目的や内容を正しく理解することが重要です。こうした認識から、事業構想大学院大学准教授の重藤さわ子氏を講師として招聘し、「企業経営から見た SDGs の位置づけ」をテーマに定時社員総会修了後に「オンライン特別セミナー」を実施します。

4 機密抹消セミナー

今年 1 月に施行された「改正電子帳簿保存法（改正電帳法）」の運用をテーマに数名の講師を招聘し、会場での対面式またはオンライン形式で機密抹消セミナーを実施します。改正電帳法の施行は、紙媒体及び電子媒体の機密情報（データ）の抹消に関するテーマです。

5 会員研修・意見交換会

中長期的には、デジタル化の進展が予測されることから、機密情報の抹消事業も転換期にあります。こうした背景を踏まえて、「今後の機密抹消事業のあり方（仮題）」をテーマに意見交換会または懇談会を予定します。実施形式は、会場での対面式を予定します。

昨年度の機密抹消セミナーに続いて、ADEC のスタッフによる研修または懇談会を行います。研修または懇談会は、参加を希望する会員を対象とし、形式は会場での対面式またはオンラインを検討します。

6 会報の発行

機密情報の管理と抹消に関連する情報を収集し、会報『機密抹消』（春号と秋号）を発行します。最近の機密文書処理市場の動向などをまとめて掲載する予定です。

7 データ抹消関連動向に関する実態調査（文献調査）

一昨年度から実施しているデータ抹消に関連する動向の実態調査を継続します。昨年度は、主にヨーロッパで普及している「BSI EN 15713:2009」及び「DIN66399」の規格内容を整理し、記録媒体の適正処理を規制する「廃電気・電子機器指令（WEEE）」の規定内容及び EU 加盟国の実施状況をまとめました。今年度は、米国に目を移し、記録媒体の適正処理の規制などについて整理します。米国では、連邦レベルでの法規制はなく、電子機器の適正処理に関する認証制度（R2 及び e-Stewards® standards）があり、民間団体が運営しています。また 25 の州が電子機器の適正処理に関する州法を制定しています。これらの情報を整理し、その内容を会報に掲載します。